

定 款

松 山 観 光 港 タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、松山観光港ターミナル株式会社と称する。

英文では Matsuyama Kanko-ko Terminal Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 松山観光港ターミナルビルの管理及び運営
- (2) 松山観光港ターミナルビル周辺の駐車場等関連施設の管理及び運営
- (3) 貸室及び駐車場等関連施設の賃貸業
- (4) 海に親しむイベント事業及び松山観光港の利用促進事業の企画及び運営
- (5) 土産物店の経営
- (6) 飲食店の経営
- (7) テナント経営のコンサルタント業及びテナントの従業員の教育訓練
- (8) 松山観光港ターミナルビル及び周辺の駐車場等関連施設の管理運営に関する受託事業
- (9) 愛媛県、松山市、船会社、その他松山観光港の整備及び利用を行う者からの港湾施設の管理運営及び切符販売等の受託事業
- (10) 損害保険の代理業
- (11) 広告業
- (12) 旅行代理業
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。ただし、決算公告については、これに代えて、取締役会の決議をもって電磁的方法により公告することができる。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は 48,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行並びにその他株式の取扱)

第7条 当社は株式に係る株券を発行しない。

2 この定款に定めるもののほか、当社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第8条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

2 株主総会の招集通知は各株主に対して、会日の1週間前までに発する。

#### (招集者及び議長)

第9条 株主総会は取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上をもって決する。

#### (議決権の代理行使)

第11条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人とし議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第12条 当社の取締役は20名以内とする。

#### (取締役の選任の方法)

第13条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (取締役会の設置、招集及び議長)

第15条 当社は、取締役会を置く。

2 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (取締役会の招集通知)

第16条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を省略して開くことができる。

(取締役会の設置、招集及び議長)

第17条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役1名及び常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第19条 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。

2 取締役社長は会社を代表する。

(報酬)

第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第21条 当社は5名以内の監査役を置く。

(監査役の選任の方法)

第22条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第23条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第24条 常勤の監査役は監査役会の決議により選定する。

(監査役会の設置、招集)

第25条 当社は、監査役会を置く。

2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を省略して開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第26条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報 酬)

第 27 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 29 条 事業年度の利益配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- 2 配当財産が金銭である場合、剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 附 則

平成10年	4月	2日	制定
平成11年	9月	20日	改正
平成14年	6月	20日	改正
平成15年	6月	20日	改正
平成18年	6月	21日	改正
令和4年	6月	24日	改正